

広情個審第65号

令和元年10月28日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月9日付け広市教学健第32号及び第34号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第253、254号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- ① 平成30年5月9日付け広市教学健第32号の諮問事案（諮問第253号事案）  
平成29年11月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年12月4日付け広市教学健第198号で行った公文書部分開示決定に対する平成30年2月9日付け審査請求
- ② 平成30年5月9日付け広市教学健第34号の諮問事案（諮問第254号事案）  
平成29年11月24日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月8日付け広市教学健第200号で行った公文書部分開示決定に対する平成30年2月9日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定はいずれも妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、判決文についてすべてを開示せよ。

### (2) 審査請求の理由

民事裁判は公開が原則であり訴訟記録については民事訴訟法で何人も閲覧可能となっているので広島市情報公開条例により開示義務がある。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件部分開示決定で開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人

の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 審査の併合について

諮問第253号及び諮問第254号については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

##### (2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

##### (3) 条例第7条第1号該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、個人の氏名、住所、職業その他の個人に関する情報が記載されており、当該情報は特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当すると認められることから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

##### (4) 請求人の主張について

請求人は、訴訟記録については民事訴訟法で何人も閲覧可能であるから、本件対象公文書も開示義務がある旨主張する。この主張は、訴訟記録中の個人情報については、条例第7条第1号ただし書きのア「法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」に該当し、不開示情報には該当しないとの主張と解される。

しかしながら、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項には「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められているが、訴訟記録の謄写を請求できるのは当事者及び利害関係を疎明した第三者のみに限られていること（同条第3項）、同法第92条には秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限が定められていること、閲覧請求に当たっては事件番号等を特定する必要があることから、訴訟記録は法令により何人でも閲覧することができる」とされている情報には当たらない。

#### (5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 5 ・ 9	広市教学健第 3 2 号、3 4 号の諮問を受理 (諮問第 2 5 3 号、2 5 4 号で受理)
R 1 . 7 . 2 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 8 . 2 2 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 9 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 1 0 . 2 4 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授